

京都市会公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

京都市会議長 富 きくお

第2条第5号中「総務局総務部文書課長（以下「文書課長」）」を「総合企画局情報化推進室情報管理課長（以下「情報管理課長」）」に改め、同条第7号中「決定書案」の右に「又は供覧書」を加える。

第27条中「総務局総務部文書課」を「情報管理課長」に、「文書課長」を「情報管理課長」に改める。

第33条中「文書課長」を「情報管理課長」に改める。

第40条第4項中「文書主任に命じて、文書管理システムにその旨を登録させるとともに、その登録したこと」を「その旨」に改め、同条第5項中「文書課長」を「情報管理課長」に改める。

第41条中「について」を「のうち、文書管理システムにおいて電磁的に管理されていないものについては」に改め、「公文書」を「もの」に改める。

第43条第3項を次のように改める。

- 3 文書管理責任者は、前2項の規定により保存期間を延長したときは、その旨を総務課長に報告するとともに、紙文書にあっては当該完結文書をとじた簿冊等にその旨を朱書きしなければならない。

第43条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 総務課長は、前項の規定により文書管理責任者から延長の報告を受けた場合は、情報管理課長にその旨を報告しなければならない。

第44条中「誤って」の右に「廃棄し、若しくは」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この訓令による改正後の京都市会公文書取扱規程の規定は、この訓令の施行の日以後に作成する決定書案及び供覧書について適用する。

(市会事務局総務課)